

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

外来医療については、地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、診療所の診療科の専門分化が進んでいること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていることなどが課題となっています。

この課題に対応するため、平成30年(2018年)7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」(医療法の改正)に基づき、地域における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項(以下、「外来医療計画」という。)を策定するものです。

この計画では、外来医師偏在指標の算出等により、地域ごとの外来医療機能の偏在等の客観的な把握を可能にし、その情報を可視化して提供することで、新たに開業しようとしている医療関係者等が経営判断に当たって参照し、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことを、基本的な考え方としています。

加えて、地域における救急医療提供体制の構築や医療機器の共同利用等、充実が必要な外来医療機能等に関する医療機関間での機能分化・連携の方針等については、地域ごとに協議・検討し、方針決定することが有益であるとされていることから、地域での協議結果・方針等について示し、必要な外来医療提供体制の確保を図ることとします。

## 2 計画の位置付け

この計画は、医療法第30条の4第2項及び第30条の18の2第1項の規定に基づき、外来医療の提供体制に関する、以下の必要な事項を定めるものです。

- 医療法に規定する指標によって示される医師の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項
- 病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項
- 医療提供施設の建物の全部または一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項
- その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

この計画は、第7次山口県保健医療計画の一部となるものです。

また、別に定める医師確保計画との整合性を保ちながら、連携して取組を推進します。

### 3 計画の期間

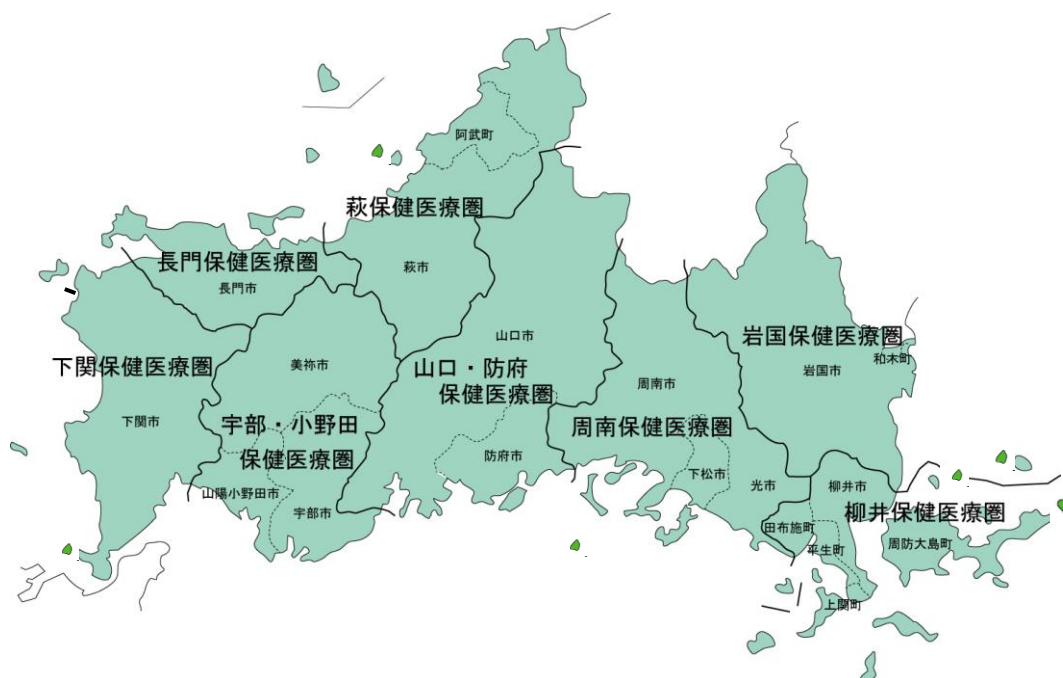
この計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

また、令和6年度（2024年度）以降は、3年ごとに見直すこととします。

### 4 対象区域の設定

外来医療計画における対象区域は、医療法の規定により、二次保健医療圏（注）その他の知事が適当と認める区域を設定することとされています。

このため、本県では、外来医療が、本来、二次保健医療圏で完結することが想定されていることを踏まえ、これまでの医療計画の基本的な単位が二次保健医療圏であり、医療提供体制に関する検討も二次保健医療圏単位で行われていることとの整合性を図ることや、外来医師偏在指標が、必要なデータの関係から二次保健医療圏単位で算出されていることから、対象区域を二次保健医療圏とします。



対象区域（二次保健医療圏）	構成市町
岩国保健医療圏	岩国市、和木町
柳井保健医療圏	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南保健医療圏	下松市、光市、周南市
山口・防府保健医療圏	山口市、防府市
宇部・小野田保健医療圏	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関保健医療圏	下関市
長門保健医療圏	長門市
萩保健医療圏	萩市、阿武町

（注）入院治療が必要な一般の医療需要（高度・特殊な医療サービスを除く）に対応するために設定する区域であり、医療機関の機能分担と連携に基づき医療サービスを県民に提供するための地理的単位として、地理的条件、人口分布、交通条件、通勤圏、通学圏、県民の受療動向、他の既存計画の圏域等を踏まえて8つの圏域を設定。

## 5 協議の場の設定

外来医療提供体制の確保に当たっては、医療法第30条の18の2第1項の規定に基づき、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、必要な事項について協議を行うこととされています。

医療法第30条の18の2第3項の規定により、対象区域が構想区域等と一致する場合には、医療法第30条の14第1項に基づき設置された協議の場を活用することが可能であるとされていることから、「山口県地域医療構想」（平成28年（2016年）7月）に基づき構想区域（二次保健医療圏）ごとに設置した「地域医療構想調整会議」を協議の場とし、調整会議における協議を通じて、外来医療提供体制の確保に向けた施策を推進します。

## 6 計画の推進方法

この計画の推進に当たっては、県、市町、保健・医療関係団体等が相互に協力・連携して施策を推進します。

併せて、県民に施策の積極的な公表を行い、その透明性を確保するとともに、実効性を高めます。

### (1) 計画の推進体制

#### ① 全県単位での推進

「山口県医療審議会」の審議を通じて、全県レベルで、計画の進捗状況の把握や計画の推進に向けた協議・検討を行います。

#### ② 各保健医療圏での推進

各圏域に設けている「地域医療構想調整会議」において、地域の特性を踏まえた外来医療提供体制の確保に向けた施策の推進を図るため、必要な事項を協議するとともに、計画の見直しを行う場合には、「地域医療対策協議会」においても、進捗状況の把握や計画の推進に向けた協議・検討を行います。

#### ③ 市町との連携

多様化する地域住民のニーズにきめ細かく対応するとともに、地域住民への外来医療に関する情報提供を促進していくため、住民に身近で、保健サービス等の主たる実施主体である市町との密接な連携を図り、各健康福祉センター及び下関市立下関保健所を核に、市町に対する情報提供をはじめ、専門的・技術的支援や広域的な調整を行います。

#### ④ 保健医療関係団体等との連携

地域の保健・医療の推進に大きな役割を果たしている医師会、病院協会、薬剤師会等の保健・医療関係団体や、新規開業希望者と接点が多いと考えられる金融機関等と、情報提供の促進も含めた、より一層の連携及び協力体制の確立を図ります。

## **(2) PDCAサイクルを活用した計画の推進**

地域に必要な外来医療提供体制を構築するため、指標を用いて現状の把握を行い、さらに、把握した現状を基に課題を抽出した上で、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策等を策定します。

また、医療審議会において1年毎に施策等の進捗状況等の報告を行うとともに、これを評価し、必要に応じて施策等を見直し、これらの情報を公開します。

計画の進捗状況や計画に関する地域医療の現状等については、県のホームページ等を活用し、県民に対し、適切に情報提供するよう努めます。